島しょ医療の5Gインフラ整備支援事業実施要綱

4 デ推ネ第84号 令和4年9月22日

(趣旨)

第1条 東京都(以下「都」という。)は、都の島しょ地域において、遠隔医療を実現するための支援事業の一環として5Gインフラの整備を実施する。島しょ地域の5Gインフラの整備については、モデルケースとして町立八丈病院の施設内外に5Gアンテナ基地局を設置する事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、都による整備事業の支援を行う。これにより、島しょ地域における遠隔医療の推進を図るものとする。

本事業の実施に関する基本的な事項は、本要綱に定めるものとする。

(事業内容)

第2条 都は本事業において、補助事業者に対し、町立八丈病院への5Gアンテナ基地局 (以下「基地局」という。) 設置に係る経費の一部を助成する。

(補助事業者の役割)

- 第3条 補助事業者は本事業において、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 基地局設置に向けた八丈町及び八丈病院との調整
 - (2) 基地局設置に向けた現地調査、設置案の作成、基地局の設置
 - (3) 設置した基地局の保守、管理及び運営

(財産の所有権等)

第4条 設置された基地局に関する一切の権利は、補助事業者に帰属する。

(公募)

- 第5条 知事は、本事業を実施する補助事業者を公募する。
- 2 前項の公募に応じる者は、事業提案申請書(別記第1号様式)並びに当該申請書に添付 する事業提案書、見積書及びその他必要となる資料を知事へ提出するものとする。
- 3 公募に必要な事項は、知事が別に定める。

(審査会及び決定)

- 第6条 知事は、前条第2項の規定により提出された事業提案申請書等について、別に定める審査会で審査し、補助事業者を選定する。その結果については、補助事業者決定通知書 (別記第2号様式)により補助事業者へ通知する。
- 2 知事は、前項の選定に際して、必要な条件を付すことができる。

3 審査会及び補助事業者の選定に必要な事項は、知事が別に定める。

(補助事業の取下げ)

- 第7条 前条第1項の補助事業者決定通知を受けた補助事業者は、決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助事業の参加について取り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助事業の参加を取り下げようとするときは、前条第 1項の通知があった日から 20 日以内に、補助事業取下げ届出書(別記第3号様式)を知 事に提出しなければならない。

(事業計画書の提出)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の補助事業者決定通知書の受領後速やかに事業計画 書を提出しなければならない。

(事業計画の実施)

第9条 補助事業者は、前条の事業計画の適切かつ効果的な実施に努めなければならない。

(事業計画の変更)

- 第10条 補助事業者は、第8条に規定する事業計画書を変更しようとする場合には、知事に報告を行わなければならない。ただし、変更内容が次に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書(別記第4号様式)により、あらかじめ知事へ申請し、承認を求めるものとする。
 - (1) 事業計画書の内容を大幅に変更しようとするとき。
 - (2)第6条第2項の規定に基づき知事が特に条件を付した場合において、事業内容の変 更によって、条件を満たさなくなるとき。
- 2 知事は、前項の申請について承認した場合は、変更承認通知書(別記第5号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

- 第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により、本事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書(別記第6号様式)により知事へ申請し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書(別記第7号様式)により補助事業者へ通知する。

(事業の停止)

第12条 正当な理由なく、第8条に規定する事業計画の遂行に著しい支障が生じ、遂行が 困難と認められる場合には、知事は補助事業者に対し、本事業の停止を命じることができ る。

(事業期間)

- 第13条 補助事業者は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める期間において 事業を実施するものとする。
 - (1) 第3条第1号及び第2号に係る事業 第6条第1項の補助事業者決定の日から令和5年2月28日まで
 - (2) 第3条第3号に係る事業 基地局を設置した日から令和15年3月31日まで(予定)
- 2 やむを得ない事情により前項の期間に事業が実施できない場合は、知事に別途協議すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。